

就学援助(新入学学用品費)入学前支給の申請受け付け

問 教育総務課 総務・学校再編推進係 (Tel.32-9101)

- 対象
 - ① 令和5年4月入学予定の就学援助対象者に、「新入学学用品費」を支給します。
 - ② 次の要件を全て満たしている人
 - ① 令和5年4月に市内小中学校に入学予定の子の保護者
 - ② 就学援助の要件に該当する人
 - ③ 申請時に市内に住んでいる人
 - ※ 令和5年3月末日以前に市外に転出する可能性がある場合は、申請を行わないでください。
- 支給予定額
 - ▼ 小学校入学予定 5万4060円
 - ▼ 中学校入学予定 6万円
- 支給時期 令和5年3月中旬
- 支給方法 指定された口座に振り込み
- 受付場所 教育総務課 総務・学校再編推進係(山川支所2階)
- 持ってくるもの
 - ① 世帯員で身体障害者手帳を持っている人は手帳の写し
 - ② 振込先の金融機関の通帳
- ▼ 申込期限 1月27日(金)



税の申告で控除の対象となります

問 介護支援課 高齢者支援係 (Tel.64-1570)、介護保険係 (Tel.64-1555)

- 障害者控除対象者の認定
 - 身体障害者手帳などを持っていない人も、「障害者控除対象者認定書」により障害者控除を受けることができます。
- 対象
 - 65歳以上の精神または身体に障がいがある人で、市が定める認定基準に該当する市内在住者
- 申請に必要なもの
 - ※ 介護保険の認定を受けていない人は、医師の診断書(市指定の診断書用紙)も必要です。
- 申請窓口 介護支援課 高齢者支援係
- 【おむつ購入費などの医療費控除】
 - 医師が発行した「おむつ使用証明書」があれば、おむつの購入費や賃借料の医療費控除を受けることができます。
 - おむつの購入費による控除が2年目以降の人は、一定の基準を満たせば市が交付する「おむつ代医療費控除証明書」でも控除を受けることができます。
- 対象
 - けがや病気のためおむね6か月以上寝たきりで、医師の治療を受けている人
- 申請に必要なもの
 - おむつ代医療費控除対象者の介護保険被保険者証、来庁者の本人確認ができるもの
- 申請窓口 介護支援課 介護保険係、山川支所・高田支所市民サービス係

水道管の凍結に注意

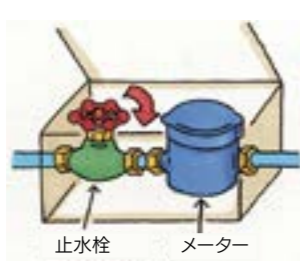
最低気温が氷点下になると要注意

問 上下水道課 上水道係 (Tel.64-1533)



指定業者

- 冷え込みが厳しくなると、水道管が凍結し、破裂などの事故が多くなります(翌朝の最低気温がマイナス4度以下ときは要注意)。特に、**屋外で露出している水道管や風当たりの強い場所にある水道管**にご注意ください。天気予報などを確認し、早めに凍結予防対策をお願いします。
- 凍結防止対策
 - ▼ 露出している水道管や風当たりの強い場所にある水道管は、発泡スチロールや布、段ボールなどの保温材で保護する
 - ▼ 夜間の凍結防止策として蛇口から一筋の水を流しておく
 - ※ 水量に応じて料金がかかります。バケツなどため、活用ください。
 - 水道管が凍結して水が出ないとき
 - ▼ 蛇口を開け、水道管や蛇口にタオルなどをかぶせ、ぬるま湯をゆっくりかける
 - ※ 熱湯をかけると、破裂や損傷の原因になります。
 - ※ 蛇口を開けたまま放置しないでください。解凍したとき、水が出しっぱなしになります。
 - 水道管が破裂したとき
 - ▼ メーターボックス内の止水栓を閉め(時計まわりに回す)、「みやま市指定給水装置工事事業者」に修理を依頼する
 - ※ 指定業者は、市ホームページをご覧ください
 - ※ 上下水道課に問い合わせください。
 - 簡単にできる漏水の確認
 - 家の蛇口を全部閉めて、水道メーターの1cc指針がパイロットが動いていれば、漏水している可能性があります。
 - ※ 漏水により予期せぬ水道料金となることもありますので、水道メーターはときどき確認するようにしてください。



確定申告用納付額証明書の発送

(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料)

- 確定申告の社会保険料控除用として、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額証明書を令和5年1月31日(火)までに郵送します。
- 証明書は、国民健康保険税は納税義務者(世帯主)へ、後期高齢者医療保険料・介護保険料は被保険者ごとに1枚にまとめて郵送します。
- それぞれ異なる宛先を指定している人は、納付額のあるものから、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の順に宛先を優先します。
- ※ 到着前に証明書が必要な人は下記の窓口で発行します。
- 窓口発行のときに持参するもの
 - ① 来庁者の本人確認ができる証明書(運転免許証、健康保険証など)
 - ② 委任状(本人以外の人 coming する場合)
 - ※ 住民票が同一世帯で同居の実態がある人が来庁する場合は委任状不要です。
 - 問い合わせ
 - ▽ 国民健康保険税に関すること
 - || 税務課 市民税係 (Tel.64-1511)
 - ▽ 後期高齢者医療保険料に関すること
 - || 健康づくり課 医療係 (Tel.64-1527)
 - ▽ 介護保険料に関すること
 - || 介護支援課 介護保険係 (Tel.64-1555)

■ 証明書を発行する窓口

証明書名	発行窓口	
	市役所本庁	山川・高田支所
国民健康保険税納付額証明書	税務課 市民税係	市民サービス係
後期高齢者医療保険料納付額証明書	健康づくり課 医療係	
介護保険料納付額証明書	介護支援課 介護保険係	

アルコールと健康

健康づくり課 健康係 (Tel.64-1515)

普段お酒を飲む量はどれくらいですか?適度な飲酒は気分をリラックスさせストレス解消になりますが、過度な飲酒は体にさまざまな悪影響を及ぼします。お酒との正しい付き合い方を考えてみましょう。



お酒の適正量

節度ある適度な飲酒(適正飲酒)量は、純アルコール量で1日平均約20g程度とされています。生活習慣病のリスクを高める飲酒量は、1日の平均純アルコール摂取量が男性で40g、女性で20g以上と定義されています。お酒の適量は個人差があります。自分の適量と体調を考えてお酒を飲むようにしましょう。

▶ 主な酒類の換算目安(※かつこ内の%はアルコール度数) 厚生労働省「健康日本21(第2次)」より引用



上記以上の過度な飲酒は、がんや脳出血、うつなどの深刻な健康問題につながります。自身の健康問題だけでなく、周囲の人にまで影響を及ぼす可能性が出てきます。

お酒のことでお悩みの人は相談ください

「最近お酒の量が増えた」、「アルコールがなかなかやめられない」などの困りごとや悩みごとがある場合は、下記の相談窓口にお電話でご相談ください。ご家族からの相談も受け付けます。

①福岡県精神保健福祉センター (Tel.092-582-7500) ②南筑後保健福祉環境事務所 (Tel.72-2176)

▶ 受付時間(①②どちらも):午前8時30分～午後5時15分 ※平日のみ

きれいな歯のぼくたち・わたしたち

3歳児健診で虫歯がゼロだったお子さんです。



阿部 ひなの ちゃん
(瀬高町)



新保 達己 くん
(瀬高町)



西嶋 瞬 くん
(高田町)

掲載希望者は、写真を3歳児健診時または市役所(本庁)子ども子育て課へお持ちください。

子ども子育て課 子育て世代包括支援センター係 (Tel. 64-1520)

年末年始の施設などの休みのお知らせ

業務・施設	12/28(水)	29(木)	30(金)	31(土)	1/1(日)	2(月)	3(火)	4(水)
みやま市役所、山川支所、高田支所 ※①		休	休	休	休	休	休	
総合市民センター、山川市民センター、まいピア高田	休	休	休	休	休	休	休	休
山川体育センター、高田体育館	休	休	休	休	休	休	休	休
瀬高B&G海洋センター、高田B&G海洋センター	休	休	休	休	休	休	休	休
あたご苑	休	休	休	休	休	休	休	休
げんきかん	休	休	休	休	休	休	休	休
図書館全館(瀬高館のマイナポイント支援窓口含む)	休	休	休	休	休	休	休	休
コミュニティバス(自動運転含む)の運行		休	休	休	休	休	休	
もやすごみ・プラスチックごみの収集 ※②	プラスチックのみ収集			休	休	休	休	プラスチックのみ収集
もえないごみ直接搬入(みやま市清掃センター)			休	休	休	休	休	
もえるごみ直接搬入(ひまわりセンター:柳川市)		休	休	休	休	休	休	
生ごみ(月曜・木曜収集地区)		収集日		休	休	休	休	
生ごみ(火曜・金曜収集地区)			収集日	休	休	休	休	
生ごみ(水曜・土曜収集地区)	収集日			休	休	休	休	収集日
バイオマスセンター(生ごみ収集、事業所持ち込み) ※③				休	休	休	休	
有峰苑みやま柳川					休			

※① 休み期間中も、出生・死亡・婚姻などの戸籍届出は本庁(瀬高)の当直室でお預かりします。山川支所・高田支所ではお預かりできませんので、本庁の当直室までお願いします。

※② 1月2日(月)収集地区になっている地域の収集を1月5日(木)に、1月3日(火)収集地区になっている地区を1月6日(金)に振り替えて収集します。

※③ 12月29日(水)から1月3日(火)まで臨時生ごみ桶をルフランカフェ(旧山川南部小学校校舎前)に設置します。

みやま市会計年度任用職員を募集します

総務課 人事係 (Tel.88-8809)



職員募集

令和5年4月1日から採用する会計年度任用職員を募集します。

※会計年度任用職員とは、非常勤職員・臨時職員の制度に代わり、令和2年度から新たに制度化された一般職の地方公務員で非常勤の職員です。募集職種の採用人数、業務内容、応募要件、給与、勤務条件など詳しくは、募集案内や市ホームページで確認ください。

■ 申込期間
1月4日(水)～1月25日(水)必着

※ 閉庁日、閉庁時間を除く

■ 応募方法
専用の応募用紙に写真を貼り、必要事項を記入の上、募集する担当課宛てに持参または郵送してください。資格が必要な職は、資格を証明できる書類の写真を添付してください。

※ 募集案内・応募用紙は、みやま市役所総務課、各支所市民サービス係に備えています。市ホームページからもダウンロードできます。

■ 募集する職(主なもの)

- ▼ 総務関係 II 一般事務員
- ▼ 保健・福祉関係 II 介護支援専門員、子ども家庭支援員、子育てコンシェルジュ
- ▼ 環境関係 II 地域おこし協力隊
- ▼ 教育関係 II 特別支援教育支援員、臨時給食調理員 など

※ 地域おこし協力隊は、申込期間が異なります。詳しくは市ホームページを確認ください。

